

平成27年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月25日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月25日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	石原裕介	4番	水野智見
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	飯田雅広	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
		政 策 推 進 課 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 課 長	伊藤 啓二
		総 務 課 長	浅野 幸司		
	民 生 部	部 長	鈴木 利彦	次 長 兼 健 康 推 進 課 長	大橋 幸一
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	橋本 浩之	保 険 医 療 課 長	伊藤 光彦
		子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝	住 民 課 長	鈴木 敬
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	佐藤 正樹		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	岡村 智彦
		生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光		
委 員 長 及 び 委 員	監 査 委 員	平野 正雄			
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 務 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第44号 表彰について
- 日程第2 議案第45号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第46号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第47号 蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第48号 字の区域の設定について
- 日程第6 議案第49号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第50号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第51号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第52号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第20 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第21 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 高阪康彦君

皆さんおはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成27年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願いいたします。

お手元に、発議第6号の意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、議員には、平成26年度蟹江町教育委員会点検・評価報告書、平成27年度第1回臨時会、第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第44号「表彰について」

日程第2 議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第3 議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

日程第4 議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第48号「字の区域の設定について」

を一括議題といたします。

本5案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

それでは、報告をさせていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第44号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、保育所遊具を寄附していただいた会社があるが、どのような経緯で寄附をしていただいたのかという内容の質疑がありました。

これに対して、この会社は遊具のトップメーカーである。蟹江保育所の児童の保護者がこの会社に勤めており、保育所に大変お世話になったので、遊具を寄附したいとの相談を受けた。また、この会社の社長と専務が蟹江高校の1回生での卒業というご縁もあり、蟹江保育所に遊具を寄附していただけることとなったものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、

議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、個人番号はどのように管理されるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、個人番号は国が付番するものであり、町と国、それぞれのサーバーで二重、三重のセキュリティーをかけて管理する。データのやりとりには、個人番号を番号、記号、その他の符号を用いて暗号化し、第三者が入り込む余地のない設定で取り扱うという内容の答弁がありました。

次に、町として、個人番号制度のメリットは何かという内容の質疑がありました。

これに対して、例えば町へ給与支払報告書が提出されるが、生年月日や住所などが違う場合があり、個人の特定に苦勞している。報告書に個人番号が表記されるようになれば、確実に特定できるようになるなどのメリットがあるという内容の答弁がありました。

次に、10月から個人番号が個人へ配付されるが、どれぐらい配付できないと予想しているのか。また、配付できなかった場合の対応策はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対しまして、全国平均から全住民の約5%、2,000人弱が配付できないのではないかと推測している。配付できない場合は、事務処理要領に従い、所在を探しても約3カ月判明できなければ、情報処理をした上で廃棄となるという内容の答弁がありました。

次に、職員に対して新たにセキュリティー研修を行う計画はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、国から研修計画を策定するよう指示が来ているので、適正な情報管理ができるよう研修を行う予定であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、莫大な費用と手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危機にさらす個人番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野で業務の効率化・適正化を図り、住民の利便性を高めるべきであるという内容の討論がありました。

これに対して、賛成討論といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い必要であるという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第45号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、使用料金等の金額設定の根拠と町内にある民間のフットサル場との兼ね合いはどう考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、蟹江中学校の夜間照明、体育館の使用料を勘案して、2時間につき2,100円とした。民間のフットサル場と比べると、民間の使用料のほうが高いが、これはボールやビブスの貸し出しなど、付加価値をつけるためであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第47号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「字の区域の設定について」を議題としました。

審査に入ったところ、西尾張中央道より西側の地域は今回変更になっていないが、他の地域と一緒に変更になるのか。また、時期は決まっているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、西尾張中央道の西側は今回の設定区域とは別になっている。今後、西側の地域から変更の要望が出たときに実施されることになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(1番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第44号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」に反対する立場で討論いたします。

この一部改正は、国民一人一人に特定の番号を付番し、さまざまな機関や事務所などに散在する国民の個人情報を個人番号によって名寄せし、参照することを可能とする、政府などがそれらの個人情報を活用しようとする制度です。

いわゆるマイナンバーで管理される個人情報は、社会保障、税、災害の3分野の行政事務です。政府、産業界は、対象情報の拡大、カード利活用の拡大に躍起になっています。また、さまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられ、番号の管理という負担がふえる一方で、生活上のメリットはほとんど感じられないと思います。

マイナンバーの本当の狙いは、国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押しつけるものです。制度導入に3,000億円以上の税金が投じられ、維持管理費も多額です。また、中小業者にも重い負担がのしかかります。自治体にとっては、システム改修も含めて、制度の施行に向けて業務が増大することは明らかですが、カード交付の一部を除いて、それらの費用はカバーされていません。実施を中止しても、住民生活に何の支障も生じません。

このような莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務効率化・適正化を図り、住民の利便性を高めるために知恵と努力を使うべきです。

以上のように、マイナンバー実施のための蟹江町個人情報保護条例の一部を改正する条例には反対いたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い必要になる条例の改正であります。適正なものと考えてるので、本案に賛成するものであります。よろしく願いいたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号「字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 議案第49号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

認定第1号「平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」に反対する立場で…

…

○議長 高阪康彦君

板倉君、今、議案が違います。

○2番 板倉浩幸君

すみませんでした。

○議長 高阪康彦君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第50号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第51号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第52号「平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第53号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第54号「平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 認定第1号「平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

先ほどはすみませんでした。2番 日本共産党 板倉浩幸です。

認定第1号「平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」に反対する立場で討論いたします。

まち・ひと・しごと地方創生の基本方針として、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとしており、この地方創生の進化に向けた政策の推進で蟹江町がどうあるべきか、どうしていくのかです。人口が微増にしかふえず、住みたい、住み続けたい、また、子育てするなら蟹江町と、魅力ある町になることが地方創生です。

しかし、他の自治体と比べ、水道料金は高く、保育料も高く、高齢者の配食サービスもようやく週2回になったのが現状です。子供に優しいまちづくりで、大人にとっても高齢者にとっても、そして、障害を持った方にとっても優しい町として、また、子育てしやすい町として、子育て世帯の経済的な支援と仕事、子育てへの両立支援が大切でもあります。

地方版総合戦略はこれからですが、平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算は町民への応援になっていないと判断して、反対いたします。

以上です。お願いいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番 吉田正昭君

12番 新政会 吉田正昭です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成26年度一般会計の決算につきましては、歳入は地方交付税及び自動車取得税交付金等が減収したものの、町税、地方消費税交付金及び国庫支出金等が増収したため、対前年度比6.3%増となり、総額102億5,000万円余を決算することとなった。

次に、主な歳出は、子ども医療費、児童手当、臨時福祉金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、蟹江保育所園庭等整備事業及び蟹江高校跡地整備事業などである。また、平成25年度からの繰越充用も完了しました。歳入の増収もあり、対前年度比7.2%増の総額98億円余りを決算することとなり、所期の目的は達成されていると考えております。

したがって、平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認

定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 認定第2号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

認定第2号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に反対する立場で討論いたします。

個人事業主や非正規雇用の労働者など、立場の弱い者が国民健康保険に大勢加入しております。高齢者も多い、所得の低い人も多い。まさに国民の命を守るライフラインとして、社会保障の機能が国民健康保険の果たす役割であります。

しかし、安倍自公政権のもとに、中小企業や自営業者の景気がよくなり、収入が減る一方で、重い国保税の負担、やむなく払えず滞納する人がふえています。蟹江町でも、このような滞納者への行き過ぎた徴収を見てきました。払いたくても払えない現状に理解をしてもならず、無理な分納計画をさせられたりしています。

滞納すると高い延滞金がつき、本税よりも延滞金が高くなるのが珍しくありません。法律に基づく納税緩和措置がありますが、こうした払いたくても払えない納税者に延滞金の減免、滞納処分の停止の取り組みがなされていないようにも思います。滞納処分より国民の生活、生存権が優先します。

また、国民健康保険事業について悪化させている原因は、医療給付費の増加に対して、国民加入者の低収入化などがあります。しかし、根本的な問題は、国の国保会計に対する補助金の大幅削減政策です。それだけに、自治体が知恵を絞り、工夫を凝らした独自の減免施策が今こそ求められると思っています。町内で頑張る国保加入者の支援、また、町民の暮らし応援型まちづくりが必要です。

以上のように、平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

国民健康保険事業特別会計について、歳入では保険税が対前年度比マイナス6.9%で、前年と比べ約6,700万円の減となりました。また、歳出においても、保険給付費負担金はマイナス3.3%の約8,200万円の減で、約24億1,900万円になっています。歳入歳出とも、被保険者数の減によるものです。

国民健康保険制度は、住民の健康の保持・増進に貢献するものでございます。今後とも加入者の減が見込まれますが、国民健康保険事業の円滑な運営に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 認定第3号「平成26年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 認定第4号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 認定第5号「平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 認定第6号「平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 認定第7号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

認定第7号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に反対する立場で討論いたします。

75歳以上の高齢者など約1,500万人が加入する後期高齢者医療制度の保険料が、昨年4月

に改正されております。全国の多くの地域で、高齢者に負担増を強いているのが現状です。頼みの年金は毎年減らされています。また、消費税の増税で、長生きした人たちの暮らしを脅かす負担増は許されません。年齢で区別・差別する、世界でも異例の高齢者いじめの医療の仕組みです。

問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止をし、以前の老人保健制度に戻すべきだと考えますので、平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算に反対いたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番 吉田正昭君

12番 新政会 吉田正昭です。

後期高齢者医療保険事業特別会計については、歳入では保険料の伸びが対前年度比プラス7.0%で、前年度と比べ約2,100万円となりました。これは、被保険者数の増加によるものです。一方で、歳出の療養給付費負担金はプラス19.1%の約5,200万円増加し、約3億2,000万円余りとなっております。

今後も療養給付費はふえるものと思いますが、高齢者が適切な医療を受けられるよう広域連合と連携し、健全な運営を行っていただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 認定第8号「平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

日本共産党 板倉浩幸です。

認定第8号「平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」に反対する立場で討論いたします。

さきの一般質問でも私も質問しましたが、住民の要求が多い水道使用料の値下げですが、独立採算ということで、ますますの経営努力をして考えたいとし、住民の皆さんからの徴収

した水道使用料で利益を上げ、内部留保をため込んでいます。

私も、これからも追及していきますが、この内部留保を使って水道使用料に還元すべきだと考えますので、平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定に反対いたします。以上です。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

平成26年度水道事業におかれましては、建設改良事業では配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。収益的収支では、水道事業収益、税込みで7億3,859万5,000円で、水道事業費用、税込みですが、6億3,614万8,000円で、経常収支としては1億244万7,000円の純利益となった。資本的収支では、1億2,821万2,000円の不足となり、この不足額は過年度分損益勘定留保資金1億2,240万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額580万4,000円をもって補填されている。

水道事業経営を取り巻く現状は、少子高齢化が進み、厳しいものがあります。経営基盤の強化とライフラインの整備等を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。よろしく申し上げます。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第8号「平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 発議第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

それでは、発議第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出に

ついて」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年9月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、黒川勝好、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見。

朗読をもって提案にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、10年間で31,800人の定数改善をはかる「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編成基準の引き下げなど、少人数学級の推進についてはふれられておらず、不十分なものであった。さらに、政府予算においては、500人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、昨年度を上回る、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としてはたいへん不満の残るものとなった。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ還元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成28年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への還元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。  
以上であります。ご賛成のほう、よろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成27年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時49分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

5番 議員 戸谷裕治

6番 議員 伊藤俊一